

令和9年度 保育利用料基準額表（予定）

階層区分	階層	保育利用料（月額）				ひとり親世帯等減免
		3歳児未満		3歳児以上		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	1	0円				—
市町村民税 非課税世帯	2	幼児教育無償化により0円		幼児教育無償化により0円		全額
所得割課税額 48,600円未満	3	12,000円				有
所得割課税額 97,000円未満	4	20,000円				—
所得割課税額 169,000円未満	5	24,000円				—
所得割課税額 301,000円未満	6	32,000円				—
所得割課税額 397,000円未満	7	40,000円				—
所得割課税額 397,000円以上	8	45,000円				—

- 注1. 4月～8月分の保育利用料は前年度(令和8年度)の町民税で、9月～3月分の保育利用料は当年度(令和9年度)の町民税で算定します。
- 注2. 令和8年1月2日以降に有田川町へ転入されてきた方の保育利用料については、転入前の住所地で算定・発行された課税証明書等に記載された額で算定します。（課税証明書を提出していただく場合があります。）
- 注3. 住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金税額控除などの税額控除があっても、保育利用料算定の際これらの控除は適用されませんので、基準となる税額は控除前の金額です。
- 注4. 保育利用料算定のため、収入がない方や被扶養者の方も1月1日時点で住所をおいている市町村で申告をしていただく必要があります。申告されない場合は、最大の金額で計算いたします。

下記に該当する方は、保育利用料が減免されます。

1. 同一世帯から2人以上の児童が入園している場合

幼稚園や認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童デイサービス等を利用している児童も加えて「1人目」「2人目」と算定します。

きょうだいの順	保育利用料の額
年齢が一番高い児童	基準額表の保育利用料
年齢が二番目に高い児童	基準額表の保育利用料×0.5
上記以外の児童	0円

2. 紀州っ子いっぱいサポート

きょうだいのうち3番目以降のお子さん、または住民税所得割57,700円未満の世帯の2番目のお子さんの保育利用料は免除となります。

申請書類は、入園が決定してから提出してください。（先に提出することはできません）

3. ひとり親世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯等における保育利用料負担軽減

ひとり親世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯等においては住民税所得割77,101円未満の世帯について、保育利用料が軽減されます。

申請書類は、入園が決定してから提出してください。（先に提出することはできません）